

お取引時の確認方法の変更について

当組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業やお取引を行う目的等の確認（「お取引時確認」といいます）をさせていただいておりますが、同法改正により、**平成28年10月1日からお取引時確認のお取扱いが一部変更になります。**

ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、口座開設等のお取引時確認をさせていただくお手続きには、お時間を頂戴しておりますので、あらかじめご了承ください。

1. お取引時確認が必要な主な取引

- 口座開設
- 10万円を超える現金振込
- 200万円を超える大口現金取引
- 融資取引 等

2. 主な変更の内容

- (1) 顔写真のない健康保険証等の本人確認書類のお取扱いの変更
- (2) 法人のお客様のお取引担当者の確認方法の変更
- (3) 法人のお客様の実質的支配者の確認方法の変更
- (4) 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化
- (5) 外国政府等において重要な公的地位にある方等のお取引にかかる確認の追加

(1) 顔写真のない健康保険証等の本人確認書類のお取扱いの変更

お客さまの氏名・住所・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

本人確認書類	改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
• 各種健康保険証 • 共済組合の組合員証、加入者証 • 国民年金手帳 • 母子健康手帳 • 児童扶養手当証書 等	原本を提示	原本を提示 ＋ • 他の本人確認書類（※1） または • 住所の記載のある補完書類（※2）の掲示

※1 住民票の写し、戸籍謄本・抄本（戸籍の附表の写しが添付されているもの）等

※2 公共料金の領収書等（携帯電話の領収書を除く）で、領収日付等が6ヵ月以内のものに限ります。

(2) 法人のお客様のお取引担当者の確認方法の変更

お取引担当者さまが法人のお客様のためにお取引を行っていることの確認について、社員証や名刺等による在籍の確認ではなく、委任状等の書面や営業所等へのお電話等の方法により、確認させていただきます。

改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
法人が発行した社員証等、法人の役職員であることを示す書面を有していること	社員証や名刺等による確認はできません
お取引担当者さまが法人の役員として登記されていること	お取引担当者さまが法人を代表する権限を有する役員として登記されていること
委任状等、お取引担当者さまが法人のために取引の任に当たっていることを証する書面を有していること	変更なし
法人の本店や営業所等に電話をかけること等の方法により、お取引担当者さまが法人のために取引の任に当たっていることが確認できること 等	

(3) 法人のお客様の実質的支配者の確認方法の変更

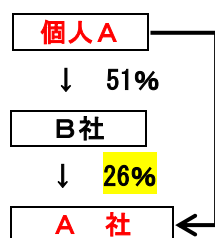
議決権の25%超を直接または間接的に保有するなど、法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。

【資本多数決法人の場合】 株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人等	【資本多数決法人でない場合】 合名会社、合資会社、合同会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人等
議決権の50%超を直接・間接的に保有する方がいる。※ いる ⇒ 当該個人の方	収益総額の50%超の配当を受ける方がいる。※ いる ⇒ 当該個人の方
↓ いいえ	↓ いいえ
議決権の25%超を直接・間接的に保有する方がいる。※ いる ⇒ 当該個人の方	収益総額の25%超の配当を受ける方がいる。※ いる ⇒ 当該個人の方
↓ いいえ	または
出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方がいる。(例：大口債権者、会長、創業者等) いる ⇒ 当該個人の方	出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方がいる。(例：大口債権者、会長、創業者等) いる ⇒ 当該個人の方
↓ いいえ	↓ いいえ
法人を代表し、その業務を執行する方 (代表取締役等)	法人を代表し、その業務を執行する方

※ 事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合を除く。

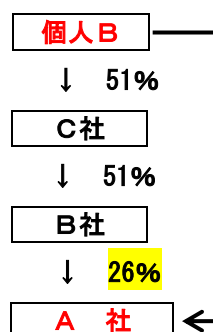
間接的な議決権保有の具体例

ケース1（26%間接保有）



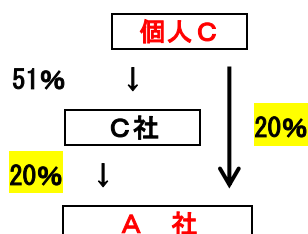
個人AはB社の51%の議決権を保有している場合、B社が保有するA社の議決権を保有しているものとみなされる。

ケース2（26%間接保有）



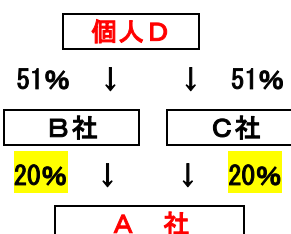
間接保有の階層に制限はない。

ケース3（合計40%保有）



直接保有の議決権と間接保有の議決権は合算される。

ケース4（合計40%間接保有）



間接保有の議決権も合算される。

（4）公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

以下の公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」が不要になります。

公共料金	・電気料金、ガス料金、水道料金
入学金・授業料等	・小学校、中学校、高等学校、大学（大学院含む）、特別支援学校、高等専門学校 等

（5）外国政府等において重要な公的地位にある方等のお取引にかかる確認の追加

外国の政府等において重要な公的地位にある方（または過去、その地位にあった方）およびそのご家族の方およびこれらの方が実質的支配者である法人のお客さまとのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

「外国の政府等において重要な公的地位にある方」とは

1. 外国の元首
2. 外国において下記の職にある方
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当す

る職

- ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

3. 過去に1. 又は2. であった者

4. 1. ～3. の家族

5. 1. ～4. が実質的支配者である法人

3. お取引確認時に確認させていただく事項およびお持ちいただくもの

平成28年10月1日以降のお手続き内容となります。(下線の事項が変更事項)

	確認させていただく事項	お持ちいただくもの (いずれも原本1通)
個人のお客様 ※1	氏名・住所・生年月日	【顔写真付き書類】 <ul style="list-style-type: none">・運転免許証、運転経歴証明書・旅券 (パスポート)・個人番号カード・身体障害者手帳 等のいずれか 【顔写真なし書類】 <ul style="list-style-type: none">・各種健康保険証・国民年金手帳・共済組合の組合員証、加入者証・年金手帳 等のいずれか +
	職業	他の本人確認書類または住所の記載のある補完書類 (公共料金の領収書等) の原本を提示または当該取引に係る書類などをお客様に転送不要郵便物等で郵送 お客様の申告により確認させていただきます。
	取引を行う目的	
	外国政府等における重要な公的地位の有無	

	確認させていただく事項	お持ちいただくもの（いずれも原本1通）
法人のお客様 ※2	名称・本店や主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・印鑑証明書 等のいずれか ※ 証明書は発行から6ヵ月以内のもの
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・定款 等のいずれか
	来店された方の氏名・住所・生年月日	上記「個人のお客様」に記載されている本人確認書類
	来店された方が法人のお客様のためにお取引を行っていること（代理権の有無）	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状等 ・登記事項証明書（当該法人の代表権のある役員として登記されていること） ・法人のお客さまへのお電話
	取引を行う目的	お客様の申告により確認させていただきます。
	議決権の25%超を直接または間接的に保有するなど、法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住所・生年月日・法人のお客様との関係、外国政府等における重要な公的地位の有無	

※1 ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人さまの確認に加えて来店された方についての氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のためにお取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

※2 国、地方公共団体、上場会社等の場合は、一部取扱いが異なる場合があります。

また、法人格のない団体については、①その団体の取引の任にあたっている方の氏名・住所・生年月日、②取引を行う目的、③その団体の事業内容の確認をさせていただきます。

（ご留意事項）

- ・当組合が必要と判断した場合は、上記以外の書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・当組合が必要と判断した場合は、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・過去に確認をさせていただいたお客さまについても、取引を行う目的や事業内容等を確認させていただきます場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方および外国政府等における重要な公的地位にある方等の場合などには、通常と異なる確認をさせていただきます。
- ・上記事項の確認ができない場合は、お取引をお断りする場合があります。